

議案第17号

阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について

阿見吉原地区企業誘致条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月3日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見吉原地区企業誘致条例の一部を改正する条例

阿見吉原地区企業誘致条例(平成26年阿見町条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

阿見吉原地区企業誘致条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (有効期間)</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (有効期間)</p> <p>2 この条例は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>	

阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について

【改正の理由】

「阿見吉原地区企業誘致条例」の対象となる阿見吉原地区において、企業立地に関する奨励金等の優遇措置を継続するため、本条例の有効期間を令和 10 年 3 月 31 日まで延長するもの。

【改正の主な内容】

阿見吉原地区企業誘致条例(平成 26 年阿見町条例第 1 号)の附則第 2 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

【施行期日】

公布の日